

## 新潟県立大学図書館規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 34 号)

改正 平成 23 年 3 月 8 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 2 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 7 条第 3 項の規定に基づき、新潟県立大学（以下「本学」という。）の図書館に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 図書館は、図書館資料の収集、整理及び提供を行い、教職員、学生等の研究・教育に資することを目的とする。

2 図書館資料とは、図書、雑誌、視聴覚資料、その他研究・教育に必要な提供可能な資料をいう。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。ただし、春期、夏期及び冬期の休業日並びに臨時の休業日は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に休館日又は開館日を定めることができる。

(利用者の範囲)

第 5 条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 図書館長が認めた者

(利用方法)

第 6 条 図書館の利用は、次のとおりとする。

- (1) 館内利用  
図書館資料は、閲覧室において自由に閲覧できる。
- (2) 館外貸出

図書館資料は、所定の手続きを行った後、館外貸出を受けることができる。館外貸出を受けることができる図書館資料の範囲、冊数、期間等については別に定める。

(3) 複写

図書館資料は、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）の範囲内において複写をすることができる。

複写に関する費用は、利用者の負担とする。

(相互貸借)

第 7 条 図書館資料は、管理運営上支障のない限り、他の図書館等と相互貸借をすることができる。

(損害の賠償)

第 8 条 利用者が図書館資料を著しく損傷又は紛失した場合、その損害を賠償させることができる。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 公立大学法人新潟県立大学定款附則第 3 項の規程により県立新潟女子短期大学が廃止されるまでの間においては、第 1 条に規定する「新潟県立大学」については、「新潟県立大学及び県立新潟女子短期大学」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。